

令和5年5月2日

保護者様、生徒の皆さん

岐阜県立恵那高等学校

校長 森岡 孝文

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う
5月8日以降の対応について

平素より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行されることが決定いたしました。それに伴い、これまでの学校生活における新型コロナに関する取扱いを、県教育委員会の指示により、以下のように変更いたしますので、ご理解のほどよろしく願います。

(1) 健康状態の把握

- ・これまでの健康チェックカードにかえて「健康セルフチェックシート」を配付します。
- ・健康セルフチェックシート項目にそって、ご家庭で健康状態の確認、把握をお願いします。

(2) 登校の判断

①生徒本人が陽性となった

- ・「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を期間とする出席停止となります。
- ・出席停止解除後、発症から10日間を経過するまではマスクの着用をお願いします。

②同居の家族が陽性となった

- ・上記(1)の健康状態の把握を確実にお願いします。
- ・普段と異なる症状があれば下記③に従って下さい。特段の症状がなければ登校しても構いません。
注意) 登校した後、在校時に自己の健康状態の変化がある場合には速やかに申し出てください。

③生徒本人に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある

無理をせず、自宅で療養したり通院したりする対応をお願いします。

- ・通院し、陽性が判明した場合は、発症日にさかのぼり、上記①の対応となります。
- ・陽性判明以外の理由で登校しない場合は、原則欠席扱いとします。

④感染が不安で登校を控えたい

季節性インフルエンザと同様に位置付けられたため、欠席とみなされない場合は、次の要件を満たすなど、合理的な理由があると学校が認める場合に限定されます。

- ・本人や同居する家族に基礎疾患がある。
- ・居住地や学校所在地域の感染者が急激に増えている。

登校の判断に悩まれる場合には、遠慮なく学校にご相談ください。

学校：0573-26-1311 校用携帯：090-7046-8648

ご家庭や学校生活における様々な感染拡大予防対策に対するご理解、ご協力により、コロナ禍の学校教育活動も新たな局面を迎えようとしています。一方、5類移行後も感染力が低下するわけではありません。学校では基本的な感染症対策（家庭との連携による健康状態の把握・換気・手指衛生）を確実に講じながら、充実した高校生活、進路希望の実現にむけ支援してまいります。

今後ご理解、ご支援を賜りますよう、よろしく願います。

健康セルフチェックシート



☆ 家を出る前に確認しましょう

- 普段よりも高い熱又は高熱（目安37.5℃前後より高い）はありませんか
 - 咳はありませんか
 - のどの痛みやくしゃみなどの風邪症状はありませんか
 - 強いだるさや息苦しさはありませんか
 - 下痢等の消化器症状（普段とは異なる症状）はありませんか
 - 頭痛（普段とは異なる症状）はありませんか
- ・ 普段と異なる症状がある場合は、無理をしないで、自宅で休養しましょう
なお、その場合は必ず学校に連絡をお願いします
 - ・ コロナ陽性の場合は、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用にご協力ください

確認できるところに貼るなどして活用してください